

和歌山県監査公表第21号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、和歌山県監査委員監査基準（令和2年和歌山県監査公表第10号）に準拠して実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和4年9月20日

和歌山県監査委員 森 田 康 友
和歌山県監査委員 河 野 ゆ う
和歌山県監査委員 谷 洋 一
和歌山県監査委員 多 田 純 一

1 監査の対象

3の監査対象機関の財務に関する事務の執行

2 監査の着眼点

- (1) 予算の執行は、議決の趣旨に沿って適正かつ効率的に行われているか。
- (2) 収入及び支出に関する事務は、関係法令に適合して適正に行われているか。
- (3) 財産の取得、管理及び処分は、関係法令に適合して適正に行われているか。
- (4) 事業運営は、常に経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するよう運営されているか。

3 監査の実施内容

監査対象機関	監査実施年月日
県土整備部	令和4年9月1日

4 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務の執行については、重要な点において著しく妥当性を欠くと認められる事項を指摘した。

(1) 指摘事項

県土整備部道路保全課

道路照明灯の電気料金に係る契約手続の不備等により、光熱水費の過払等が発生していたので、更に調査を進め、原因を究明するとともに、今後このようなことのないよう、事務処理の見直しを行うなど、必要な措置を講じられたい。

(2) 注意事項

なし